

**令和8年度 新規事業**  
**放課後課外活動支援事業**  
**説明会**

日時: 令和8年3月21日(土) 13:00開始

場所: 武蔵台小中学校 体育館

対象: 保護者および地域の皆様

# 新しい地域作りを目指して

「放課後課外活動支援事業」は、子どもたちの活動を確保し、スポーツや文化活動などを核とした地域作りを目指す取り組みです。

地域と学校が良きパートナーとして連携・協働し、子どもたちが安全に楽しく活動できる環境を支援するための新しい組織となります。

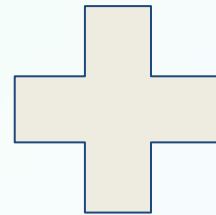


## 放課後課外活動とは

### 令和8年度からの学校日課の変更について

令和8年度より学校の日課が変更される予定です。これに伴い、平日の部活動の下校時間は通年 16:40となります。その後の活動は、放課後課外活動へと移行します。なお、土日や長期休み期間については、これまで通りの運用となります。

放課後  
子どもにやりたい活動  
がある。



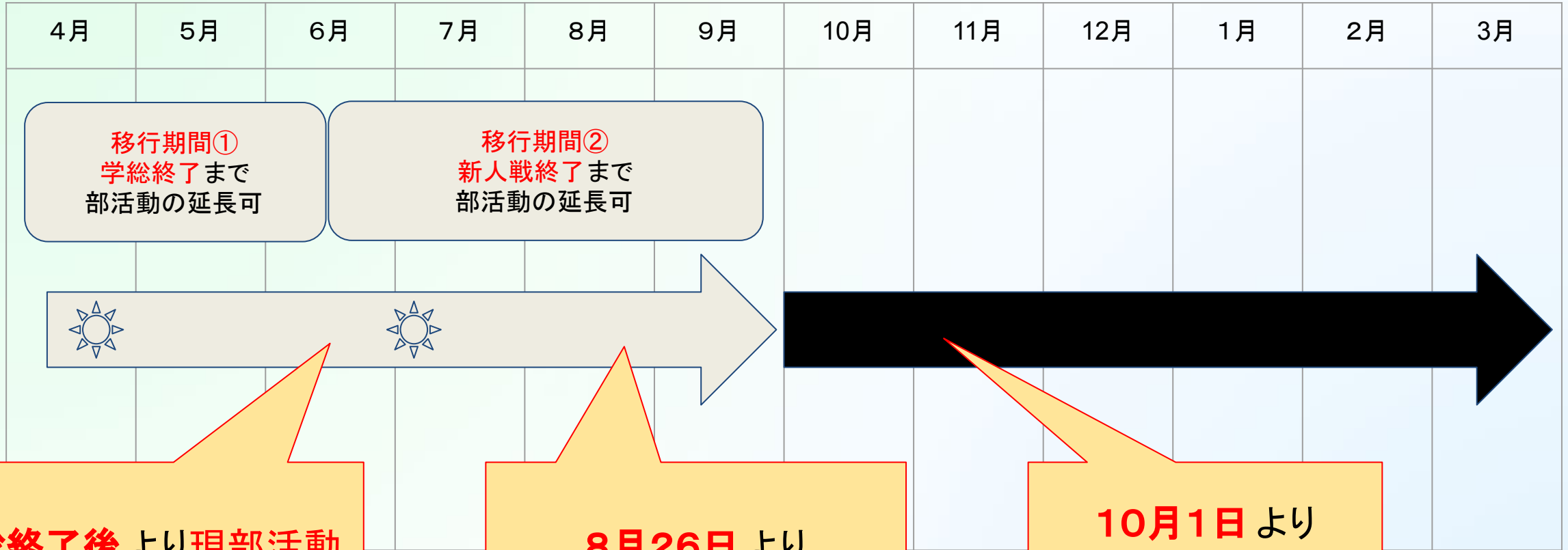
放課後(16:40以降)  
学校の施設が空いている。

## 放課後課外活動をスタートするには！

- ①子どもに**やりたい活動**がある。
- ②子どもがメンバーを集める。
- ③子どもが保護者などに代表責任者を依頼する。
- ④代表責任者が本部に新団体登録をする。
- ⑤活動開始！

# 今後のスケジュールについて

## 【令和8年度】



**学総終了後**より現部活動  
の新団体活動申込開始

**8月26日**より  
新団体活動申込開始

**10月1日**より  
新団体活動  
開始

# 今後のスケジュールについて 【移行期間①】

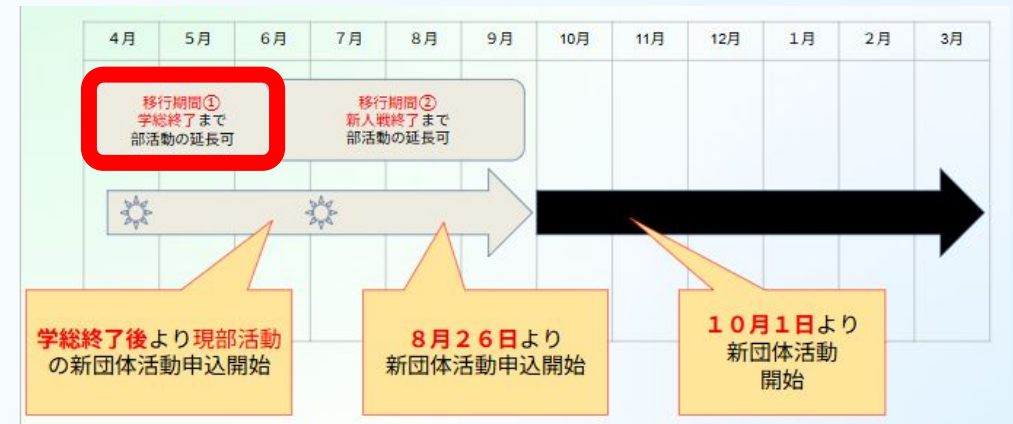
## 既存部活動

パターン① 部活動を下校時刻まで延長して活動する。

パターン② 部活動を16:40まで活動する。

## 新団体

活動するメンバーを集める。代表責任者に依頼するなど



# 今後のスケジュールについて 【移行期間②】

## 既存部活動

パターン① 部活動を16:40まで活動後、  
**新団体**にて下校時刻まで活動する。

パターン② 部活動を下校時刻まで延長して活動する。

パターン③ 部活動を16:40まで活動する。

## 新団体

新団体申請手続きの準備及び申請を行う。  
**10月1日**より、活動開始。



# 放課後課外活動支援本部とは



## 構成員

学校長、公民館長、放課後課外活動支援コーディネーター、学校運営協議会会長で構成されています。



## 役割

主に本事業における課外活動の承認審査や、施設利用時における各種調整業務を担います。



## 設置場所

武蔵台公民館内に設置し、地域と密接に連携した円滑な活動・運営をサポートします。

# 活動団体を設立するための4つの条件（前半）

## 条件1：代表責任者及び責任者の登録

---

代表責任者は、保護者または教員の登録となります。  
責任者は、保護者や教員、地域の方の登録となります。  
(代表責任者と責任者は、他の団体を兼務することが可能です。)

## 条件2：厳重な鍵の管理

---

学校施設の鍵は、代表責任者または責任者が担うこととなります。  
活動中は、必ず常時施錠となります。

# 活動団体を設立するための4つの条件（後半）

## 条件3：団体保険への加入

---

本活動は学校の管理下外となるため、「スポーツ振興センター」の保険制度は利用できません。

活動中の事故等に備え、必ず「団体保険」に加入し、活動開始前までに本部へ証明書をご提出ください。

## 条件4：活動団体の構成

---

活動を行うメンバーは最低4名以上で構成されている必要があります。

また、そのうち武蔵台小中学校に在籍し、実態として活動に参加する児童・生徒が2名以上含まれていることが必須要件となります。

# 承認団体の6つの承諾及び周知事項

- ✔ 施設利用は学校長の承認が必要です。（学校行事等により使用できない場合があります）
- ✔ 施設使用後は清掃および原状復帰を徹底してください。物損があった場合は弁償となります。
- ✔ 原則として、活動に必要な消耗品等は各団体でご用意ください。
- ✔ 児童生徒間など、本活動で起きたトラブル・事故等は、活動団体が一切の責任を負います。
- ✔ 活動時間は「日高市部活動ガイドライン」および「学校長が指定した時間」を厳守してください。
- ✔ 校舎内で活動する場合は、指定された場所のみをご使用ください。活動終了時は戸締りを必ずしてください。

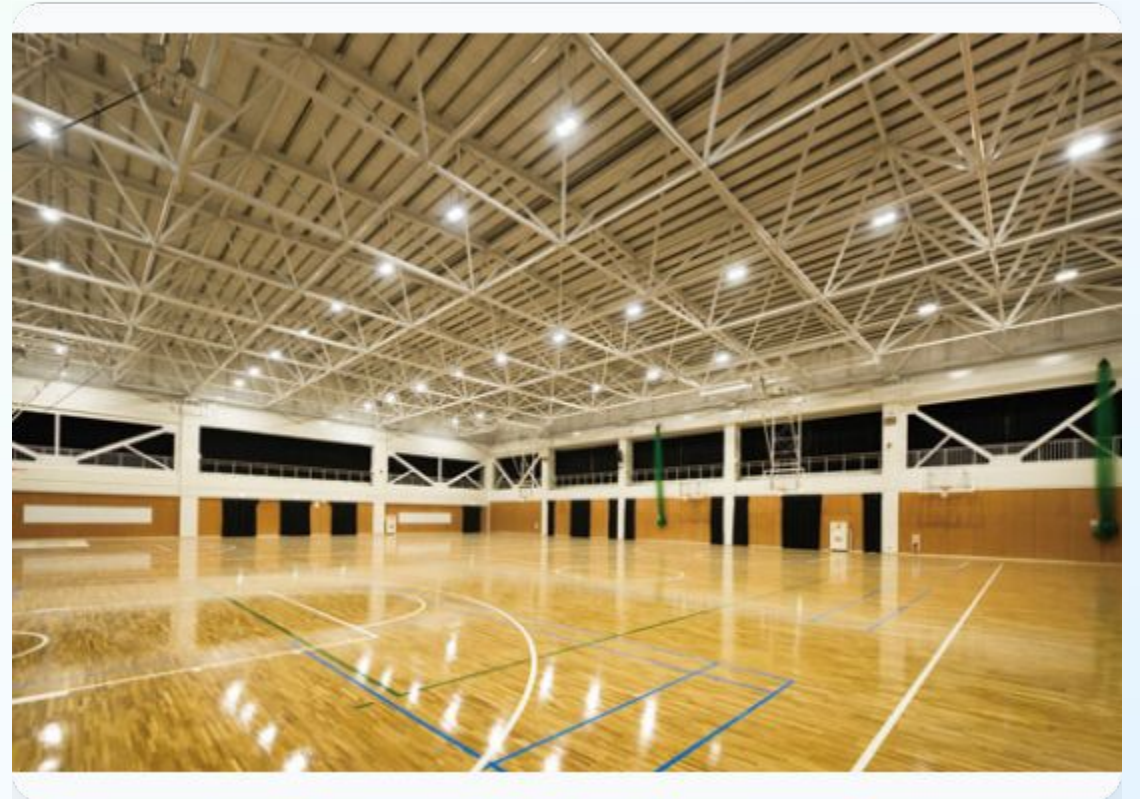
# 貸出可能な学校物品について

原則として、活動に必要なボール等の消耗品は団体ごとにご準備をお願いいたします。

ただし、以下の大型学校備品については使用することが可能です。

- 各種ゴール・ネット・ポール
- 卓球台
- 楽器類

※大切に扱い、活動後は必ず元の状態・場所へ戻してください。



# よくあるご質問（活動・保険について）

**Q.** 学校にある部活動以外の新しい活動を始めてもよいですか？

**A.** 可能です。令和8年8月26日より新しい競技等の新団体の活動申込が開始され、10月1日より活動が開始となる予定です。

※中体連の試合等に出場する場合、手続きや引率などは全て本活動の責任者等が担う必要があります。

**Q.** 怪我の保険はどのようなものがありますか？

**A.** 「スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）」等がございます。

※活動時や、自宅と活動場所の往復中の怪我・賠償責任事故の補償が対象となる団体保険を必ずご検討ください。

# よくあるご質問（活動時間・責任者について）

## Q. 新団体の活動時間について

---

**A.** 活動時間は放課後の時間となります。活動開始時間は部活動と同じになります。

活動終了時間は、学校長が指定した時間となります。

## Q. 各団体の責任者について

---

**A.** 各団体の代表責任者もしくは責任者になった方は、活動開始時間から活動場所にいてください。

# よくあるご質問（表彰・既存団体について）

## Q. 学校での表彰について

---

**A.** 本活動での成果に対する学校での表彰は、自動的には行われません。

本活動責任者から表彰の依頼があった場合のみ、学校長が適切かどうかを判断し、実施を決定します。

## Q. 既存の活動団体について

---

**A.** 現在、武蔵台小中学校の施設を活用している団体に関しては、今まで通り活用できます。

ただし、学校施設の予約の調整については、本事業に加入された新団体の皆様と連携して行ってください。

**ご清聴ありがとうございました。**

---